

【月刊】

キャッチピース

100

通巻177号 02/3/20

2年かけて「国家改造」?

戦争への白紙委任＝「武力事態法」 を止めるために

青木雅彦

4月の9日にも国会へ提出予定だったいわゆる「有事諸法案」だが、与党での合意が遅れたため16日閣議決定へとずれこんだ。実は12日現在も細部についてはまだ修正が行われている段階だが、奇妙なことに提出期日と「今国会での成立」は与党内部で合意されていると伝えられる。

今国会に提出される法案は、様々な曲折があったが結局次の3本になる。

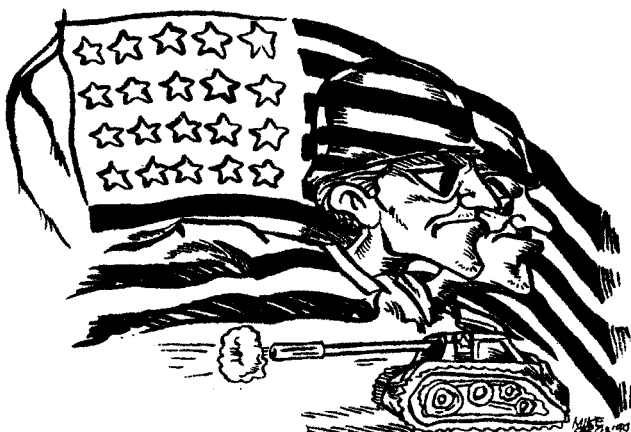
(A)武力攻撃事態平和安全確保法案(略称・平和安全法案、ここでは「武力事態法」と略)

(B)自衛隊法改正案

(C)安全保障会議設置法改正案

このうちメインとなるのは全くの新規立法になる(A)で、これを実現するために(B)と(C)の改正が行われることになる。昨年9・11に便乗する形で法案化が公式に始められたわけだが、「対テロ」や「不審船」に関する法案は先送りにされることになった。

当初言われていた「包括法案」つまり今後の「有事」諸法令の方向を示すのが(A)ということになるが、この中に「2年間」という期限を設けて様々な法令(中味を言わずに)の制定をいわば義務付けているという。「有事立法」＝戦後国家改造への白紙委任状をまず政府が手に入



●私たちは、フィリピンが米国の対テロ戦争の第二の戦線にされてしまっていることに重大な危惧を抱いている。世界的なテロリズムに対する憂慮を私たちも共有している。テロはあらゆる手段を使って阻止しなければならない。しかし、私たちは、これまで覆い隠され、無視され、人々を分断してきた、より大きな問題を議論しなければならない。

●テロの脅威の増大を認識しつつも、私たち非政府組織と民主組織は、拡大する貧困と不公平がもたらしているより大きく永続的な、人権に対する脅威との闘いを続けていく。

—フィリピン平和運動の共同声明
(17ページに全文)

編集発行●脱軍備ネットワーク・キャッチピース

●維持会員(月額) 個人1口1000円 団体1口2000円

●通信会員(年額) 1口3000円

●参加会員(月額) 個人1口500円 団体1口1000円

(会費には本紙購読料が含まれます)

れるということだ。

なぜ「2年以内」なのか説明はない。戦争屋ブッシュの任期中に日本を巻き込んだ「有事」があるという読みなのか、とにかく国民にとってはまるで、何を売りつけられるのか分からないまま「貴方に必要な物品一式」として購入契約書(2年間で全品購入義務)をかかわすようなものだ。しかも「クーリングオフ」は不可。下手をすると命まで取られてしまう契約だ。

そもそもルール違反(憲法に反して)のためのルールを作ろうというのが今回の「有事立法」の出発点だったわけだから、初っ端から「超法規的」な法律が出てくるのもやむを得ないのか、内閣法制局や与党議員ももうすでに理性も自制もなくしていると思えない。

○

4月3日にこの3法案が最初与党に提示された時、推進派の与党内部でさえ不評を買い混乱を招いた。実際無茶苦茶な法案を理路整然と説明することは不可能だ。それもそのはずで、当初から政府原案は何のポリシーもなく、あれもついでに入れてしまえ、それを入れると国民の反対が出るから今は引っ込めておけ、とか単なる思惑で付けたり外したりしたため、全体としては一体何を狙っているのか分からない寄せ木細工の奇妙奇天烈な法案になったからだ。

しかしその様なデタラメ法案だからこそ、政府はその内容をなかなか明らかにせず、またそれを審議するはずの与党国会議員も、できるだけ拙速な審議で無理やり成立させようとしている。与党はすでにこの3法案を「今国会会期中に」成立させることで「合意」したという。会期は延長しないと云っているから実質審議は1月である！マスコミ、一般国民、良心派の国会議員に考える暇を与えない、異議を挟む時間的余裕を与えないというつもりだが、改憲に匹敵する法案をこの短期間で通すというのはクーデターのようなものだ。

○

つまり私達反対派にとって時間は限られているということだ。一方で「武力事態法」の問題点をすべて列挙しようとする途方もない時間がかかってしまい時間切れになってしまう。そこでここでは「骨太」に、前号で上げた「三本柱」

- (1) 政府による自治体統制
- (2) 基本的人権・財産権等の制約
- (3) 米軍への協力へ国民を動員

の視点から争点を整理してみたい。

(1) 政府による自治体統制

◆自治体に政府に従う「義務」

「武力事態法」での規定で注目を集めているのが、「有事」の際首相の自治体に対する「指示」の権限や「代執行」(自治体に代わって)の権限が明記されていることだ。「指示」というのは、住民に対する「避難」や物資の保管・配分命令などを出すことが想定されている。そして自治体はその「指示」に従わない時つまり「所要の措置が実施されないとき」には、国が自治体に代わってその措置を実施するのが「代執行」(法案にはこの表現は使われないようだが)ということだ。

憲法の規定する地方自治を根幹から否定する超憲法的措置と言える。すでに周辺事態法では政府は「地方公共団体の長に対し、その有する権限の行使について必要な協力を求めることができる」(第9条)という有名な規定があるが、「強権」(代執行のような)を明文化した点でこの法案の内容はさらにそれを進めたものだ。

またこの「指示」というのが拘束力を持つのかということに関しては自治体の反発を警戒して曖昧にしている部分があるものの、「法的拘束力を備えた形での指示権」というものは考えられる」(内閣審議官委員会答弁、4月4日)というのがとりあえずの政府解釈だ。

しかし一方的に国の「指示」に従わせられるだけでは自治体も納得しない。新たな政府案で

はその際に自治体が政府に対して意見を述べる機会を設けるというが、これが拒否権を含むものであるかどうか最大焦点だ。いずれにしても、まだ自治体から反応の声は出ていない。法案段階での自治体の声がこの条文の中味を左右することになるだろう。

(2) 基本的人権・財産権等の制約

無理が通れば道理が引込む。軍が前に出れば国民は下がらざるをえない。この普遍的な法則は平和憲法下の日本であっても残念ながら通用する。政府はできるだけ隠そう、あるいは先送りしようとするが、基本的人権を奪い去る条文は「色に出にけり」で、衣の下からにじみ出てくる。

◆初めて「罰則」が登場

すでに自衛隊法(1954年)第103条で、民間人に対する徴用・徴発、土地の収用の規定は盛り込まれている。ただ世論や野党の反発を怖れて、政府はこれに罰則規定を加えることができなかった。今回の法案では、民間人に対する物資の保管命令に従わなかった場合に罰則を設ける方向で固まりつつある。災害救助法にも同様の規定があるからという理由だが、「有事」の際の命令に従わない場合の罰則は戦後初となる。

当初は、従事命令(徴用)に従わなかった場合にも罰則を導入する予定だったが、国民の反発を怖れて今回は見送った。政府の「有事法」構想は、2年がかりで順次法律を「整備」して行くものであるから、いわば最大のタブーである「戦時法罰則」をとりあえず導入しておいて今後の足掛かりとするという意味で画期となる。「軍」の命令に従わない者を罰することができるという規定は憲法の平和条項を真っ向から否定するもので、戦後的価値観の180度転換を意味することになるからだ。

推進派の言う罰則の「正当性は」現憲法にあ

る「公共の福祉」という概念である(「有事」のような大変な時に国の命令に従わないのは皆んなの「迷惑」)が、自然災害と戦争は全く異なった事態である。憲法との整合性という意味では、当然改憲しなければ辻褄が合わないことになる。改憲のための決定的な踏み石にしたいという意図も明らかだ。

◆「言論統制」も視野に入れる

この「武力事態法」では、「指定公共機関」に対する「協力」を求める規定も入れる予定だ。この「指定公共機関」は災害対策法の同様の規定を準用すると言われ、だとすると日銀、赤十字、電力・ガス会社の他にNHKも含まれることになる。NHKの「協力」は「警戒警報など」を放送することだと言うが、戦時に放送局を押さえることの意味は計り知れない。しかも与党からは「それなら民放も加えるべきだ」との声も出ている。

初っ端から報道機関の反発を招いては「有事法」の成立も危うくなるので、民放や新聞メディアは今国会の法案には含まれない可能性が高い。しかし「有事」に「真実」ありのままを伝えられてはどの政府も都合が悪い。つまり「大本営」発表を忠実に伝えるという「協力」の一方で、国民に「知らせはならない」情報を管理する、つまり流さないという消極的な「協力」も不可欠だ。メディアの管理は今後の有事法「整備」の中でまた浮かび上がってくるのは必至だ。

◆攻撃されてなくても「有事」

この新法では政府が「武力攻撃事態」と認定すれば、日本国は戦後初の戦時モード、かなりの年配者以外経験したことのない特異なモー



ドに入るわけだが、日本本土に対する大規模な軍事侵攻というような「事態」はありそうもない。しかし「有事」を梃子に日本の“国家改造”を志す人にとってはそれではまずい。

そこで「武力攻撃事態」概念の独自の拡張が行われるわけだが、それが「武力攻撃が予測される事態」という概念だ。これならはるか開戦前でも適用できる。例えば今イラクはアメリカの「武力攻撃が予測される」状態にあるので、もうそれは「武力攻撃事態」だ。自衛隊法も改正して、武器使用も可能な形で出撃できるようにする。

これまでの自衛隊法では、「防衛出動」という規定、つまり実際に日本に対して武力侵攻があった後でないと出動は不可だった。「予測」とか「恐れ」だけで出動できるようになると、自衛隊の行動は本当に自由になる。「武力事態法」の導入で、これまで(軍にとっては)足枷と感じられていた「防衛出動」概念が消え去ることになって、これまで「戦争をしない」軍隊だった自衛隊のあり方も根本的に変わる。ここでも戦争を放棄した戦後価値観の転換を意味する。今すぐ戦争になるならなく、常に「戦時」を念頭にに置いた国家、「常在戦場」で好きなように国民を管理できる国家への変貌だ。

○

「防衛出動」の規定は根本的に書き換えられるが、国会の事前・事後の承認規定は残される。これを以って与党はシビリアンコントロールは確保できるとしているが、現実はその単純でない。政府案では「周辺事態」でも「武力攻撃事態」になり得るとしているが、その基本的な情報はアメリカから提供される。独自の情報ソースを持たない国会が「アメリカンコントロール」される可能性が大である。

また「武力攻撃の恐れ」の段階でオープンな場である国会に自衛隊が正確な情報を全部提供するとは考えにくい。「恐れ」概念を導入したことで国会が“軍”にコントロールされる可能性が高まったと見るべきだ。

◆「2年以内」に出番待つ人権制約法が

目白押し

防衛庁の分類としては「有事法制第3分類」に相当する規定、つまり(1)国民の避難・誘導(2)船舶・航空機の航行制限や電波の使用制限(3)捕虜の扱いに関するジュネーブ条約の国内法制一などの項目(本誌99号p4表の内容)は、いかにもおどろおどろしい項目が列挙されているので、今回は国民に恐怖感を抱かせないため法案提出は見送った。

しかし「包括法」たる「武力事態法」には「2年以内の法制化」と明記されるようで、この法律がいったん通れば生々しい「戦時法」が怒濤のように国会に提出されるわけだ。

○

総じてこれら人権制約法については世論の反応は鈍い。その中味を政府がなかなか明らかにせず、そもそも議論のしようがなかったわけだが、新聞の記事の書き方も、「人権の制約される恐れがあり今後議論を呼びそうだ」という紋切り型の表現で、自分たちで調査やシュミレーションをした様子もない。一見抽象的な規定をいかに具体的な文脈においてその危険性を理解させないとだめだ。

(3)米軍への協力へ国民を動員

◆米軍支援は今法案では明文化せず

政府や与党のほとんど誰も、最早日本に対する大規模な攻撃があるとは思っていない。今の日本にとって最も近い「有事」は在日米軍がらみのもの、つまり「周辺有事」であることは疑いない。米軍は「周辺事態法」の中味では「まだまだ甘い」と思っていたはずだ。

当初の政府案では、今国会に提出する法案の中に、米軍の「行動を円滑に」するための規定を「特別措置法」の形で盛り込むことになっていた。「武力攻撃事態」だけでなく「周辺事態」でも米軍の行動を「制約」する国内法を、基本的に適用除外にして米軍を動きやすくするのが狙い

だった。

しかし政府は思い直して、そもそも駐留外国軍には国内法は適用されないし、運用の改善だけで対処できそうなので法律を作るには及ばないと気付いたのだという。しかしこの道の専門家がそんなことに初めて「気付く」というのは不自然で、国民感情に配慮して少なくとも“初歩”の現段階では米軍問題を持ち出さない方が、法案の成立に有利と判断したからに違いない。

当初計画されていた米軍のための徴用・徴発の規定(自衛隊法第103条に準じた)は今回は見送られたものの、国民や地方自治体の米軍への協力は自衛隊に対して同様「努力義務」として盛り込まれる。「周辺事態法」が自治体だけを名指ししていたのに比べて大きな「前進」だ。

後は世論の動向を見て既成事実を積み上げる形で、米軍のための法令を作っていく。目標は2年後の「完成」だ。

なお、自衛隊と共同対処して行動する米軍への物品・役務提供いわゆるACSAの改正も「2年以内」に行われることになり、現在の米軍のアフガン作戦行動のような時に自衛隊が犬馬の勞を取りやすくする。

(4)「対テロ・不審船対策」は後回し

最近のある種の世論調査(純粋な調査でなく世論誘導を狙った)では、有事立法賛成が反対派を大きく上回っている数字が公表されているが、これは一般の人が「テロ」や「不審船」対策と「有事立法」を混同しているからだ。一般国民だけでない、与党の国会議員さえ今回の法案にはこれらの条項が盛り込まれると期待していた人が多かったようで、原案説明がされた時に苦情が出た。

今回の法案化に当たっては「78年型有事立法」つまりこれまで冷戦時代に防衛庁が暖めてきた案件が最大限活用されたようだ。テロや不審船のような“ホットな”材料を調理する時間

と能力が防衛庁の官僚になかったということだろう。有事立法の推進剤としては大いに活用したのではあるが。

報道では与党の公明党が、「有事」の概念の際限ない拡張に反対したからとも伝えられているが、たとえそれがなかったとしても「テロ」という無限定な概念で法律を作れば、日本がイスラエル型の国家になってしまうためそれは躊躇したのでないか。

しかし小泉首相は最初から「テロも盛り込む」と言ってきたのであり、今後も与野党を問わずこの問題は蒸し返される。「毒を食らわば皿まで」、どうせ無茶苦茶な「武力事態法」だからこれも乗せてしまえという議論になる可能性もある。現在の永田町に必ずしも理性と自制を期待できないからだ。

(5)時間を稼いで何とか「延長戦」に

この「武力事態法」には御丁寧に「平和」「安全」という2つの形容詞が重ねられている。汚物に大量の香水を振りかけて匂いをごまかそうとするような法案提出者の疾しい気持ちの表れだ。彼らが最も恐れるのはこの「汚物」の実態が明るみに出されることである。

繰り返しになるが、今回の一連の「有事関連法」の提出の巧みな戦略は、個々の法案の中味を明らかにせず、まず「包括法」(今回は「武力事態法」)を成立させて、その中に期限を設けて後に続く法案の成立を義務付けていることだ。

「包括法」にはそれほど危険なことは書かないので、特に議論もなく簡単に成立してしま

→次ページ下段へ



大阪市長への手紙 ブルーリッジ入港に 関するお願い



大阪市長
磯村隆文様

2001年4月12日
脱軍備ネットワーク・キャッチピース

拝啓

突然、お手紙をファックスで差し上げることをお許しください。私たち「脱軍備ネットワーク・キャッチピース」は、北海道から沖縄まで全国約25の団体と400人の個人で構成される、平和のために活動する市民のネットワークです。

4月14日に予定されている横須賀を母港とする米第七艦隊旗艦ブルーリッジの大阪港入港を目前にして、是非ともお願いしたいことがあり、筆を執りました。

4月6日の報道で、市長が外務省に対し「大阪港は平和な貿易港で艦船の利用には配慮を求

つかなくなることだ。「ボロ隠し」のために実質的な国会審議を封じることのないように与野党(野党にも推進勢力が多い)に釘を刺すべきだ。公開質問状なども提出していっさいのごまかしを許さないようにしないとイケない。

すでに今国会に先に提出されている「人権擁護法案」、「個人情報保護に関する法律案」については、マスコミなども徐々にキャンペーンをはじめている。「有事諸法案」に関しては中味を伏せてきたことが大きい。マスコミは自分の問題として反応していない。イデオロギー的な動機から？有事の際のマスコミ規制すら音頭を取って進めるようなマスコミは相手にしないと、良心的なジャーナリズムに訴えていくことは急務だ。

とにかくあらゆる手段を駆使して、最低限今国会では「有事3点セット法案」、特に「武力事態法」を最低限でも継続審議にさせることが必要だ。時間は余りないが、時間をかければ形成を逆転させることも可能になってくる。◆◆

めたい」との立場を伝えたことは、私たちはもとより、全国の平和な港湾を求める市民と自治体を励ましました。しかし、米軍と日本政府の強い働きかけの前に、大阪市は「港湾法上の解釈では物理的に岸壁が使えない以外は入港を拒否できない」とし、入港を許可するとの報道(朝日、4月11日)に接しました。強い圧力にさらされる中での苦渋の選択であり、市長自身、忸怩たる思いを抱きつつの判断であることは十分に承知しておりますが、やはり、大変残念な「入港受入れ」であると言わざるをえません。

この手紙は、その気持ちをお伝えしつつ、軍艦入港はこれを最後にしてほしい、そしてそれは可能である、という切なる声をお届けするためのものです。

ブルーリッジはそれ自体、強力な兵器を搭載しているわけではありません。しかし、最新の電子機器で身をかためた「動く戦争司令基地」は、「平和な国際貿易港」を標榜する町と港には、あまりにも似つかわしくありません。湾岸戦争の例をあげるまでもなく、一朝有事となれば大規模な艦隊に対して殺戮の司令を出すことを、ブルーリッジは任務としています。しかも、今回の入港目的は「乗組員の休養」とされていますが、それを額面とおりに受け取ってはイケないと思います。

1999年の「周辺事態法」成立の直接のきっかけとなったのは、94年、朝鮮半島の危機が高まった時に、在日米軍が日本政府につきつけた1059項目の要求事項であったと言われていました。その内容の一部が朝日新聞の99年2月23日号で報道されていますが、その中に大阪の名が挙げられています。要求しているのは海軍で、「港湾におけるクレーン提供、埠頭などの使用、燃料補給」とされています。

ブルーリッジの母港は横須賀です。わざわざ大阪まで船で移動して乗組員の休養をさせるのは余りにも不自然です。他の理由があると考

えるべきでしょう。「周辺事態法」成立後間もなく民間港に入港した二隻の軍艦からの発言を紹介します。いずれも米軍の準機関紙「星条旗新聞」からの引用です。「長崎におけるわれわれの獲得目標は他の日本の港と同様である。すなわち高水準のホスト・ネーション・サポート(受入国支援)を維持し、世界的・地域的協力を促進することだ」(2000年2月14日長崎に入った「ディケーター」の司令将校)。「地域の人々に我々の姿を目に見える形で示すことは、前進配備任務の重要な一部である。人々が我々の能力について学び、理解することはきわめて重要なことだ」(10月13日小樽に入港した「キティーホーク」のスポークスマン)。人々が軍艦に慣れ親しむことが、軍事行動の足場を固める。我々はそのためにここに来た、と彼らは言っています。

パースの提供、タグボートの手配、廃棄物の回収、給水……普段ならば基地の中で行われるすべての支援業務が大阪市に求められます。ブルーリッジ入港は、これら大阪市の権限や能力を軍事行動に「活用」するための「訓練」に他なりません。

事実、90年に「ブルーリッジ」が舞鶴港に寄港した時には、実は寄港は有事に向けた舞鶴港の支援能力に関する綿密な調査目的であったことが米海軍文書で明らかになっています。

周辺事態法成立を前後して、自治体から噴出した不安や疑問の声は、自治体の協力義務は「一般的協力義務」であって強制権はないとする政府の説明を引き出しました。有事法制の国会上程が目前に迫っています。ここでは、政府が自治体に対して取りうる行動は「協力要請」から「指示」もしくは「国による代執行」へとエスカレートしようとしています。しかし、周辺事態法の時にも、政府の立場は最初はきわめて高飛車でした。「協力義務」に押しとどめたのは、自治体からの疑問の声でした。

この時期を選んでのブルーリッジ入港は、有

武力事態法→

う。その後は「すでに法律に書いてあることですから」という名目で、当初は中味の明らかにされていなかった法案がどんどん成立していく仕組みだ。この「詐欺商法」を暴露しないと展望は開けない。

○

信じられない話ではあるが、まだこの法案は修正中で与党でもどんな中味になるのか完全には把握していない。にもかかわらず、原案が「了承」されて、「今国会会期中の成立」が「合意」されてしまうのだから出鱈目ぶりも極限だ。法案に賛成あるいは推進する議員に徹底的な説明責任を取らせるべきだ。

国民や自治体に戦争協力の「義務」があると謳われるということなら、長期にわたる公開ヒアリングやタウンミーティングが必要だ。国と自治体のオープンな意見交換の場が必要だ。

○

政府の恐れるのは国会での論議が長期に及べば、問題点というか次々とボロが出て收拾が

事における自治体の戦争協力の地均しという政治的な意図が込められたものであることは間違いのないでしょう。自治体を巻き込むことが不可避の新しい法律の立案に際して、自治体に何か合理的な説明はあったのでしょうか？

自治体と市民の声は省みられたのでしょうか？
「お上」ではなく市民の方を向いて、不安と疑問を率直に表明する市長であってほしいと思います。

外務省は今回も地域協定第5条を持ち出して「自治体には拒否権はない」と迫ったことでしょう。たしかに地位協定は多くの特権を米軍に与えています。しかし、第5条によって軍艦に与えられた特権は、「水先案内の免除」と「入港料の免除」だけであり、港湾法と市の港湾規則に定められた入港手続きそのものを免除しているものではないことは、ご存じのとおりです。今回市長は、「港湾法上の解釈では物理的に岸壁が使えない以外は入港を拒否できない」として入港を認めましたが、6日に市長が言われた「平和な貿易港としての大阪港」という基本政策は、正々堂々と主張しうる「拒否の理由」であると、私たちは確信しています。

港湾管理権を国から自治体の手に移した港湾法体系の改革は、侵略戦争の反省に立った戦後改革の重要な柱であったという事実は、この時代に、港湾行政に関わる全ての人々がより深く共有すべきことではないかと思えます。

核兵器の問題も重要です。
「安保条約に基づく事前協議がない以上核兵器は搭載されていない」という政府の「非核証明」は信頼できない。これが、自治体側の共通認識です。しかしこの要求を満足する回答は得られていません。ブルーリッジに核搭載の可能性がないことは事実ですが、であればなおさら、なぜ「非核であることを証明できないのか」。この素材にして明白な疑問は今回も木で鼻をくった説明ではぐらかれました。

冷戦後、米軍はすべての水上艦から核兵器能

力を撤去しました。非核証明は軍がリスクを感じることなく明言できるはずですが、それでもなお、「核の存在を肯定も否定もしない」政策にしがみつくと、さらにそれを無批判に受け入れて、「米国から事前協議がないので核は積んでいない」とする日本政府の立場は、徹底的に非民主的であり、市民の知る権利を奪うものであります。

「非核三原則」をたえず検証する視線が、大阪にも現前と存在することをはっきりと示すために、今回、非核証明の提出を求めるという行為に踏み込めなかったことは大変残念です。次にまたこのような機会があった時には必ず非核証明を求めてください。

米国は、9.11事態を契機に冷戦後の核戦略を見直そうとしており、「非核保有国への核攻撃」すらほのめかしています。このような流れを見るとき、非核三原則はひとり日本だけの問題ではなく、世界の平和のための財産として育て上げなければならない原則の一つであることをご理解いただけたらと思います。そしてそれを活かすも殺すも、自治体の個別事案への対応のあり方にかかっています。

●
どうか、今回のブルーリッジ入港を前例としないこと、市長と市民の疑問や不安は払拭されていないことを明言していただきたいと思えます。そして、今後は、以上申し上げた諸点をご考慮の上、適切かつ公正なる判断を下されるようお願いするものです。（文責：田巻一彦）



呉から

有事立法阻止の たたかいと 広島・長崎反核 訪米使節団

湯浅一郎

戦時法制そのものにほかならない「有事法制」案が、4月16日にも閣議決定されるという。この成立を許せば、日本の「戦争のできる国」「戦争をする国」としての体制は完成段階に入る。すでに小泉政権は、プッシュ政権によるアフガン攻撃を支援するため、インド洋・アラビア海に海上自衛隊の艦隊を派兵しているが、有事法制の成立は、何よりも、日本が海外派兵を本格化する「戦争国家」になることを目指すものにほかならない。日本が戦争するとき、自衛隊と米軍とが、何の制約も受けず行動し、日本の民衆を戦争に動員することができるよう、自衛隊法など国内法を改悪しようとするものである。

有事立法阻止のたたかいへ！

日本は戦後、2000万人を殺したアジア・太平洋諸国への侵略戦争を反省して、新しい憲法で、日本国家の非武装と戦争放棄を宣言した。しかし朝鮮戦争を直接的な契機として再軍備が始まり、歴代保守政権は、米国政府の世界戦略に沿いながら、憲法第9条の非武装・戦争放棄を少しずつ踏みにじり、軍備を拡張し続けてきた。冷戦の終結後も、日米軍事同盟はかえって強化され、1997年の新ガイドラインにより、派兵国家への道筋をつけてしまった。建て前は、「周辺事態」と「日本有事」を二本柱とし

て「戦争ができる国」になろうとしている。

「有事立法」が成立すれば、日本の「戦争国家」化は完成段階に入る。各地でこれに反対する様々な取り組みが行われている。

広島では、4月7日、これまでの「報復戦争と日本の参戦に反対する実行委員会」を母体として、「有事立法はイケン（違憲）！広島県市民連絡会」を結成した。少なくとも、広島、呉、三次、福山のグループが参加することとなった。当面、1)小泉首相、公明党などへのハガキ運動、2)県内の自治体へのアンケートと自治体キャラバン、そして3)アジア共同声明運動を3本柱として活動することにしている。残念ながら日本国内の反対の声だけでは、法案の成立を阻止するのは困難な状況にあると感じる。この間、歴史教科書問題やプッシュ米大統領の訪日・訪韓に際しては、日本と韓国の市民・民衆運動が連携して強い抵抗の意思を表し、大きな成果を生み出している。昨年の扶桑社刊の教科書の採択に当たり、呉でも市教委が採択しかねない状況があった。我々の声だけでは如何ともし難いという悲観的な状況だったが、姉妹都市である韓国の軍港「鎮海」の訪問団が韓国側から中止を伝え、中国との文化交流団も来なくなった。

そのような動きが大きな意味を持った可能性が高い。アジアからの声、アジアとの連携を、ぜひとも有事法制に対しても活用し、アジア各国の広範な市民・民衆の諸団体と、日本の市民・民衆運動の諸団体が連携し、アジア規模で反対の声をより一層大きなものとしていくことによって、大きな影響力を発揮することができるのではないか。

アジア民衆との連携を！

3)は、広島から東京の日韓ネットワークや憲法改悪に反対する市民連絡会に提起して、アジア規模の有事法制反対の共同声明を、日本とアジア各国の市民・民衆諸団体の連名で、日本

政府・小泉政権に圧力をかけようという取り組みを始めた。4月18日を第1次集約とし、翌19日に予定されている院内集会・記者会見で第1次発表の予定である。4月20日には「世界の人々とともに戦争止めよう！有事法制に反対全国集会」があり、フィリピン、韓国の代表も参加予定である。そして日本大使館・領事館への抗議行動などやアジア各地からも日本政府に有事立法を止めるよう働きかけることを訴えている。

日本の有事立法と派兵国家への道の背景は、1997年の新ガイドラインにある。つまりアメリカの世界戦略との関連において、日本の派兵国家化が進行している。とすれば、私たちの闘いのもう一つの相手はアメリカ政府である。そうした文脈の中で、被爆地である広島・長崎が果たせる役割は、私たちが想像する以上に大きい可能性がある。

反核訪米使節団

2000年5月、NPT条約再検討会議において、新アジェンダ連合などの努力によって、核保有国は、【核兵器の完全廃棄の明確な約束】をせざるをえなくなった。このことは、世界のほとんどの市民が、核兵器はなくさねばならないと考えていること、その声を背景に少しずつではあるが、核保有国が追い込まれていっている経過が見て取れる。日本政府も、日米安保ではアメリカと軍事同盟関係を維持し、アメリカの核の傘に依存しているが、他方では被爆国として【非核三原則】を国是とするという矛盾を抱えており、私たち日本の民衆が、日本政府を変えさせる力量を持てば、世界の核軍縮に大きな力となる可能性を持っている。今こそ、広島、長崎の一人ひとりの市民が、自らを主役として、自分なりの問題意識を醸成し、自分なりの行動を開始することが強く求められる。

しかも、残念ながら被爆者が行動を起こせる体力を維持できる時間は日増しに減少してい

る。こうした問題意識から、思想・信条や立場の違いを超えて、さまざまな市民が集える場を作ろうと、2001年3月、核兵器廃絶をめざすヒロシマの会がつけられ、私もその一員として活動してきた。この春一周年を迎えるのを機に大きなイベントを計画している。

一つは、5月9日に、二回目の総会をかねて、俳優であり画家でもある米倉齊加年氏、沖縄生まれのテナー歌手である新垣勉氏を招いての講演と歌の集いの開催である。第二は、4月24日から5月4日にかけての、広島・長崎反核訪米使節団の派遣である。両市から被爆者8人を含めた20人が参加する。ニューヨーク、ワシントン、アトランタを訪問するハードなものだが、被爆地から、今、アメリカに行く意義はきわめて大きい。

今年になって、ブッシュ政権は、対テロ戦争の対象を拡散させ、大量破壊兵器の開発疑惑を口実に、「イラク」、「イラン」、「朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)」を「悪の枢軸」と名指しし、21世紀を「戦争の世紀」にしかねない方針を掲げている。そして1月に米議会に提出された機密文書「核態勢見直し(NPR)」の一部として、「悪の枢軸」と認定した3カ国を含む、少なくとも7カ国(他に、ロシア、中国、リビア、シリア)に対して核兵器を使用する計画を策定するよう国防総省に指示したと報道されている。

私たちは、アメリカへの同時多発テロに対するアメリカの報復全面戦争という新たな世界の危機に直面し、さらにアメリカの地下核実験の再開志向などの新たな核軍拡に対して、ヒロシマ・ナガサキとして今あらためてその未曾有の被爆体験から発してきた反戦反核のメッセージをアメリカに働きかけたい一心で訪米する。

ブッシュ政権こそが、「世界最大のならず者」であるという声をアメリカの市民と共に作っていくことが必要である。そうした国際的な取り組みを、日本の有事立法を止め、改憲を食い止めていく闘いにつなげたいものである。◆◆

沖縄から

沖縄がかわれば、アジア・太平洋がかわる
#59

伊波洋一

「沖縄から」「沖縄ボイス」編集委員
沖縄県議会議員・元沖縄中部地区労務局長

〒901-2203
沖縄県宜野湾市野嵩2-1-8-101伊波
洋一事務所
TEL&FAX 098-892-7734

この頃の沖縄でひしひしと感じるのは、沖縄戦の戦争体験が風化してきていることと、米軍基地が沖縄県民の人権を踏みにじっていることや直接的に他国での戦争に結び付いていることへの認識が希薄になっているのではないかということだ。

来月の5月15日は、沖縄が米軍統治から脱し日本政府に返還され満30年にあたる。「復帰30周年」の様々な催しが行なわれる予定だが、これまでの1982年の「復帰10周年」、1992年の「復帰20周年」の2回の節目でも米軍基地が居座り続けていることに対し沖縄県民の怒りをぶつける取り組みがなされてきた。30周年に向けての反基地運動の側からの取り組みは、今までのところでは力強いものにはなっていない。

92年から10年を振り返ると、革新県政のもとで基地返還を求める県民世論が高まり、95年の卑劣な民兵犯罪と米軍基地用地の強制使用のための代理署名拒否、県民総決起大会、県民投票など日米両政府をリングのコーナーまで追い詰め、沖縄の米軍基地の撤去・縮小が実現するよう見えた。

しかし、あと一歩という所で「振興策」という名の「お金＝補助金」に県政が立ち止まってしまった。その後の知事選挙で土建業界を中心に県内の産業界がより多くの「振興策」を求めて擁立した知事候補を県民が選択したために、米軍基地の県内移設策を推進する県政の下で、日米両政府による新たな沖縄米軍基地の固定化、恒久基地化が進行しつつある。

次の10年で反基地の県民世論が再び高まっていくのか、それとも、このままの状況が続き米軍基地を受け入れて新たな対テロ戦争に踏み出した米軍の前線基地となっていくの

か。残念ながら答えは見えていない。

この頃の沖縄でひしひしと感じるのは、沖縄戦の戦争体験が風化してきていることと、米軍基地が沖縄県民の人権を踏みにじっていることや直接的に他国での戦争に結び付いていることへの認識が希薄になっているのではないかということだ。89年冷戦終結に続くソ連邦や東欧の政治体制の崩壊は、ヨーロッパで劇的な緊張緩和をもたらし、冷戦時代に築きあげられた大規模な軍勢力を大幅に削減させ、世界的にも軍縮の潮流を作り出した。

しかし、21世紀と同時にスタートしたブッシュ米政権は、軍力拡大政策を打ち出し、新たな軍拡競争をしようとしている。特に、昨年の米国同時テロ攻撃によってニューヨークとワシントンという米国の政治と経済の中枢を同時攻撃されたことで、攻撃は最大の防衛との報復戦争を世界各地の「テロ組織」に仕掛けている。米国防予算も大幅に増やしてきており、稲嶺県政が進める県内移設の推進の動きは、米国が進める新たな沖縄米軍基地強化にストレートに結び付いている。小淵・森・小泉政権で急速に進む自衛隊の海外派兵の実績作りと国内での有事法制化の動きは、沖縄の基地固定化の動きと連動するものでもある。

最初に沖縄の今日的な状況を強く印象づける出来事、授業としての小学生の基地内ツアーと稲嶺県政が進める沖縄平和賞の創設の

二つを報告する。

名護市小学生が水陸両用車体験

4月初めの在日米海兵隊ホームページは「小学5年生が攻撃強襲大隊を訪れ、海兵隊について学ぶ」という見出しで、米軍の水陸両用車にレシーバーとヘルメットを付けて乗り込んでいる瀬北(せきた)小学校の5年生の大きな顔写真入りで掲載した。

米軍がどのように児童達を待ち構え将来に備えた「宣撫工作」を行なったか、以下に記事を引用して紹介する。瀬北小学校の社会見学の小学5年生9名は3月6日にキャンプ・シュワブの歴史を学び食堂で昼食をとるために来たのだが、キャンプ・シュワブの案内担当者はもっと興奮するものにしようと計画し、副司令官のジョン・W・リンチ大尉による歴史の勉強の後で、児童達を第3海兵師団の攻撃強襲大隊の車両置場に案内して軽装甲の強襲水陸両用車の徹底学習体験を行なった。児童達は水陸両用車と機能の説明を受け、続いて乗り込んで装備を手にした。「強襲水陸両用車のエリアは基地視察の児童には一番に興味のある場所だ」と地域関係スペシャリストのイハ・ミオさんが説明した。さらに「水陸両用車は子ども達にとって大変に珍しく、実際に見たり、触ったりすることはなかなかできない」と話した。子ども達は大きな車両に登り始めると同時に、内気なはにかみが消えて活発になった。

「僕は、海兵隊員に会うのが不安だったが、会ってからは気楽に話すことができた」と11才の5年生は話した。このような交流が将来において米軍人と沖縄人との関係の強化に役立つと攻撃強襲大隊の従軍牧師のジョセフ・L・コフィー中尉は言う。

「子ども達は、ずっと海兵隊員達との交流を思い出さるだろう。また、この交流は海兵隊員達がとても評価される機会になるだろう。なぜ

なら、海兵隊員達は子ども達のために時間をとってあげたのだから」ともフィラデルフィア出身の従軍牧師は話した。児童達は、攻撃強襲大隊の後でフィットネス・センターと歯科診療所を訪ねた後、シュワブの食堂棟を訪れた。それぞれの児童達には食堂内で好きなように使うようにと10ドルづつ渡された。児童達に正式なマナーとアメリカ式レストランでの注文方法を教え、とりわけ児童の英語力を高めるためのものである。

引率した小学校の女性校長によると、瀬北小学校としては初めての基地訪問であり、児童達が米軍の役割を理解するのに役立つことを期待して引率してきたとのことである。さらに彼女は、今回および今後の基地訪問がアメリカ人と沖縄人のより良い友好関係の推進すると思うと話した。

「我々は生活圏を共有している。沖縄の地域社会に住む人々が、この基地内に来て、どのようになっているのかを見る機会は少ない。子ども達が、ここで違う人達が生活していることを発見することは大事なことだ」と地域関係スペシャリストのイハさんは言う。(校長や子どもも実名で)

以上が在日米海兵隊のホームページに掲載された記事であるが、水陸両用車にヘルメットとレシーバーを付けて乗っている児童の顔写真は、15インチ画面一杯に伸ばせるようにもなっている。絶えることの無い米軍関係の事件や事故を無視して「米軍の役割」を理解するために児童を引率して訪問してくれる学校関係者をもてなして最大限に利用しようとする「模範的なサンプル」として紹介した。

地元紙の報道と反響

在日米海兵隊ホームページの掲載記事を4月4日と5日に地元紙が報じ、授業で名護市の瀬北(せきた)小学校の5年生(新6年生)全員が授業として校長に引率されて米軍基地内

見学を行ない、水陸両用車に体験試乗したことが明らかになったことで、多くの県民が教育現場の対応に驚きが広がっている。学校側の意図が理解できないとの声が挙がっている。小中学校の教師で組織する沖縄教職員労働組合は「総合学習を履き違えている。判断力の備わっていない子ども達に米軍施設を見学させるのは問題」と批判。北部地区労の仲村事務局長も「まったく無神経で教育者としてあるまじき行為。軍事基地を認め、戦争を美化することを子ども達に教えるというのか。民間人同士の交流とは次元が違う」と強い怒りで批判した。

4日に報道された記事によると引率した校長は「総合学習の時間に国際理解の一環として、米国人と触れ合うことを目的としていた。基地内の体育館、病院なども訪れており、水陸両用車に乗ったことばかり取り上げられても困る」と話し、「乗せたのは事実だが、あくまでもついでのことだった」と問題視していなかった。

しかし、報道への反響が大きくなった翌5日の他紙の報道では、校長は「誤解を招く行為で、深く反省している」と話し、在日米海兵隊ホームページで「児童達が米軍の役割を理解するのに役立つことを期待して引率してきた」と報じられていることに「そういう発言は一切していない」と否定し、「国際理解の教育は続けるが、基地ない見学はもうしない」と話しているという。

発言の事実関係はともかく、基地視察を受け入れる米軍側の意図は明確に米軍を沖縄県民に認知してもらうことであり、国際化の名の下で小学校での英語教育に米軍関係者をボランティアとして積極的に起用している稲嶺県政での教育行政の延長線上で必然的に起こったこととすることができる。米軍や日本政府は沖縄人の善意やスキを徹底的に利用しようといつも狙っているのに、多くの沖縄人は無警戒で相手の善意を信じている。軍事占

領された沖縄人にとってアメリカ人とはずっと米軍人とその家族だったので、アメリカ人とはすなわち米軍人なのである。軍隊、特に米軍人が国益のためにはどのような命令にも従って任務を遂行するように教育されており、自らの日常生活だけでなく生命すらも政府によって管理されていることと引き替えに米政府の手厚い保護を受けている特殊な存在なのだということをほとんどの沖縄人は理解できないでいる。

ダグラス・スミスのバトラー論

キャンプ・バトラーは、在日海兵隊基地の総称で沖縄にある8つの海兵隊キャンプと2つの演習場、キャンプ富士などを含んでいるが、第一次大戦時代の海兵隊少将スメリー・D・バトラーの名前にちなんで命名されている。

そのバトラーについてダグラス・ラミスさん(元津田塾大教授・沖縄在住)が3月24日の地元紙に小論を寄せているので紹介する(沖縄タイムス・3月24日朝刊)。スメリー・バトラーは、1898年16才で海兵隊に入り、米・スペイン戦争のキューバ戦に参加、その後フィリピンへ派遣され、民族独立運動の軍事弾圧に参加。

1900年の中国義和団反乱の弾圧に参加、次にホンジュラス、それからパナマ、さらにフィリピンへの各派兵軍に参加。1912年にニカラグアで親米傀儡(かいらい)政権実現のための不正選挙操作の中心人物として活躍、1914年スパイとしてメキシコに密入国し、米軍介入計画を立案。翌年にはハイチで反乱軍を鎮圧し親米傀儡(かいらい)政権を樹



立するなど活躍し、最高の名誉勲章を二度も与えられた。

ダグラス・ラミスさんは、特にパトラーの晩年を紹介している。パトラーは海兵隊を1931年に退職して講演活動に入るが、その内容は海兵隊員としての様々な国での戦争を肯定するためのものではなく、その経験ゆえに彼は軍隊を海外に送ることに反対するためだ。そして、全ての海外にある米軍基地を撤退させ、米軍を米国内に置くべきだと主張した。1935年には『戦争はペテンだ』という本を出版した。皮肉にも在日海兵隊基地の総称をキャンプ・パトラーと名付けたのは、無知からかそれとも海兵隊の「裏切り者」パトラーへの復讐としての意図的侮辱だったのか、とダグラス・ラミス氏は書いている。

小論で紹介されているパトラーの文章を要約する。1914年僕はメキシコをアメリカの石油産業にとって安全な場所になるよう働いた。ナショナル・シティ・バンクのためにハイチとキューバへ、1909年から1912年までブラウン・ブラザーズという国際金融機関のためにニカラガアへ、1916年砂糖産業のためにドミニカ共和国へ、同じくアメリカの果物産業のためにホンジュラスへ、1927年にはスタンダード石油のために中国へ、海兵隊として働いた33年間の自分はほとんどが「資本主義のためのギャング」だったとし、パトラーは書いた「僕はシカゴ・ギャングのアル・カボネに教えることがけっこうあると思う。彼は都会の三つの地区で暴力団をやっているのが精一杯だったが、われわれ海兵隊は三大陸で活躍したんだから」と。

以上紹介したダグラス・ラミスさんは、1960年に海兵隊員として沖縄にいたこともあるが、現在は津田塾大退職後から沖縄に住み、戦争と平和、安全保障、憲法などについて発言し続けている。最近の著作に「憲法と平和」晶文社刊、「経済成長がなければ私たちは豊かになれないのただらうか」平凡社刊などがある。

稲嶺県政が沖縄平和賞を創設

3年前、前県政で進められた平和祈念資料館の展示内容を県民に知られないように密室で大幅に改ざんしようとした稲嶺知事が沖縄平和賞の創設を進めている。

賞金を1000万円とアジアの「ノーベル平和賞」の意気込みだが、2年前から調査予算をつけて取り組んでいるものの県議会などへの説明資料も不十分なまま予算案を出して、昨年12月定例会では1000万円の沖縄平和賞委員会(仮称)分担金の補正予算が全野党の反対のまま多数与党のみで可決された。

今年3月の2002年度当初予算案の審議でも5000万円の沖縄平和賞委員会分担金の予算削除を盛り込んだ全野党一致の修正案が提出され、多数与党のみで当初予算は可決されたものの、与党の中にも財政力のない沖縄県が多額の出費となる平和賞を創設することに疑問を持つ議員も少なくない。

野党が反対するの理由の第一は、米軍基地の県内移設を積極的に進めて沖縄を引き続き米軍の戦略拠点として維持させようとする稲嶺県政が「平和学」などを掲げながら「アジアの平和賞」を創設することへの批判である。稲嶺県政は、沖縄平和賞を米軍基地や軍事力と「共生」させようとしているのだ。

私も平和賞創設に反対する討論を行なったので以下にその要旨を要約して稲嶺県政の進める「沖縄平和賞」創設の意図を示したい。以下が討論の要旨。

沖縄平和賞に反対する討論要旨

沖縄から平和を発信することの重要性を認識するが、沖縄からの平和の発信は、沖縄が平和であるから平和を発信するのではなく、軍隊に支配されて続けている島であるからこ

そ、平和を取り戻すために基地のない、軍隊のない島にしようというものでなければならない。

沖縄平和賞(仮称)検討委員会議事録によると、検討委員である国際上智大学の猪口邦子教授が委員会で「沖縄というときに、もちろん、基地の問題なくして平和を語ることは非常に偽善的であろう」と発言し、平和賞シンポジウムでは軍事アナリストの小川和久氏も「沖縄県こそ受賞にふさわしいような働きをすべきだと思っています」と発言している。

沖縄で平和を語る時に、沖縄戦や米軍基地は避けて通れないものであるが、稲嶺県政は、2氏のようなアドバイスにも関わらず、米軍基地の存在を肯定するがゆえに「沖縄平和賞」の創設を世界に知らせる際にも、沖縄の広大な米軍基地の存在を触れることができない。県が作成した沖縄平和賞パンフレットには、沖縄に広大な米軍基地が存在することは一行も書かれておらず、沖縄平和賞実施要項、沖縄平和賞委員会の事業計画文書にも、沖縄平和賞基本構想にすら、沖縄の広大な軍事基地を減らそうとする一行の言葉もないことに愕然とせざるをえない。

沖縄平和賞基本構想で示されている基本的な考えは、日本における米軍専用施設が集中している沖縄の現状に異議を唱えず、沖縄平和賞を創設するということであり、極めつけは、基本構想の中で、軍事施設の多い沖縄の参考になるとして、アジア太平洋以外の地域の軍事施設でも当該地域に役だっているならば、沖縄として「沖縄平和賞」の対象として評価するに十分値すると思われると記述していることだ。明らかに米軍基地や軍事施設の存在を肯定的に受け止めようとする平和賞創設の意図が込められている。

検討委員も指摘するように、沖縄県民の土地を占拠し人権を侵害するだけでなく、ベトナム戦争を含め、戦後一番多く世界各地で戦争や攻撃を繰り返し、多くの無垢の人々や子

ども達を殺してきた米軍基地について、稲嶺県政としては自ら何らの対処をすることなく、沖縄平和賞を創設するのは偽善的であり、ぎまんであると言わざるをえない。

平和学の視点を掲げる沖縄平和賞の矛盾

沖縄平和賞は、選考委員会の委員選定要領で、平和学の視点を掲げている。沖縄平和賞の基本理念は、(1)アジア太平洋地域における平和・非暴力実現の促進、(2)「人間の安全補償」の促進、(3)内発的多様性を基礎とした平和実現の促進、この3つの理念は、極めて崇高な理念であり、平和学のめざす方向性と完全に一致している。

しかし、稲嶺知事は、米軍基地を肯定し、新たな基地建設を推進しており、沖縄において平和・非暴力実現の促進を最大限に阻害しているのだから、稲嶺県政は、平和賞の基本理念と平和学の目標から一番外れたところにいる。

では、稲嶺県政の沖縄平和賞の第一の理念「アジア太平洋地域における平和・非暴力実現の促進」は、何のためにとりあげられているのか。基本構想の説明を引用すると、「アジア太平洋地域に位置する日本の平和は、同地域全体の安定と平和とも大いに関係している。この点は、地理的・歴史的にアジア・太平洋地域との関係が深く、日本における米軍専用施設が集中している沖縄には特に当てはまる。別言すれば、沖縄にとっての平和は、アジア太平



洋地域の安定と平和が

大前提とならざるを得ない。「沖縄平和賞」は、沖縄の平和が依存するアジア太平洋地域の金緊張緩和・安定・費暴力の確保・推進を目指し、そうした活動を積極的に評価・支援するものである。」

すなわち、基地の集中する沖縄の状況を自ら変えるのではなく、基地集中がもたらす危険を防止せんがために、この地域の緊張を緩和するということであり、稲嶺県政にとって沖縄平和賞は、沖縄に基地を集中させるための一種の保険のようなものなのだ。

しかし、このような稲嶺県政の姿勢は許されるか。沖縄に基地を集中させ続けることこそ、一番に戦争への危険を生んでいるのだ。このような稲嶺県政の軍事強化容認の姿勢は、世界中の平和を願う人々と戦争を憎む人々から大きな非難を受けるものなのだ。

羊頭狗肉(ようとうくにく)という故事がある。稲嶺県政の沖縄平和賞はまさにこれにあたるのではないか。平和賞受賞者や平和学関係者は主催者の沖縄県が広大な米軍基地を維持する側にいることに驚きを隠さないだろう。

平和学に関しては、1996年に沖縄国際大学と北アイルランドのアルスター大学およびINCORE(紛争解決民族問題研究所)の共催で、宜野湾市の普天間基地に隣接する沖縄国際大学で国際平和学シンポジウムが開催された。

世界各国から著名な平和学研究者が参加し、平和学の創始者で構造的暴力論を提唱した元オスロ国際平和研究所所長のヨハン・ガルトゥングヨーロッパ平和大学教授が基調講演を行なった。

その中で、平和学とは、直接的暴力、構造的暴力、そしてこの二つを正当化する文化的暴力によってもたらされた人間の苦悩をどう緩和するか、また、直接的平和、構造的平和、文化的平和の諸条件は何か、などを併せて研究す

ることである、と述べている。

そして、平和学は、戦争を正当化し文化的暴力に荷担する研究である「安全保障学」とは正反対の立場であり、戦争は、既に消滅した二つの悪すなわち奴隷制度と植民地主義と同様に、有害であるばかりか不必要であると断じた。

さらに、ヨハン・ガルトゥング教授は、沖縄から基地を無くすために非暴力による3つのアプローチを提言した。

第一に、基地対してNO!と言うこと、第二に、東京とワシントンの政策決定者の門前で抗議行動を実行すること、第三に、沖縄の県民の一人一人が基地に対する率直な意見を書ける大きなホワイトブックを公共広場において自由に書き込んでもらう、という提言だった。

平和学の最終目標は平和であって研究ではないとも言い、平和学は実践そのものなのだとした。

稲嶺知事は、昨年の訪米行動での米国政府への文書で「沖縄県として我が国に所在する米軍基地は、日米安全保障体制を維持する上で重要な役割を果たし、我が国の安全と極東における国際の平和と安全の維持に寄与しているものと理解しており、本県に所在する米軍基地の重要性についても、十分認識しております」と米軍基地擁護の姿勢を明確に示した。沖縄への米軍基地の集中に異議を唱えず米軍基地を認める立場の稲嶺知事が、平和学の視点の看板を掲げて沖縄平和賞を創設すべきではない。沖縄平和賞の創設は、沖縄の米軍基地の固定化を意図するものであってはならない。沖縄県民の基地負担を軽減し、沖縄の米軍基地の削減と撤去に結びつくものでなければならぬはずだ。

以上の理由で、沖縄の米軍基地の現状を肯定し新たな基地建設をめざす中での沖縄平和賞の創設に反対した。

自衛隊那覇駐屯地の未契約土地返還

3月31日付で陸上自衛隊の那覇駐屯地の契約更新を拒否した土地が地主に返還された。同基地では3月31日に6筆6件が拒否されている。

米軍基地内の土地については米軍用地特別措置法で強制使用できるが、自衛隊基地内の土地に関しては強制使用を定めた法律がなく、所有者が契約を拒否すれば返還しなければならない。平和憲法の下で土地収用法で適用される土地の中に自衛隊基地は入っていない。

4月7日に正式に土地330平方メートルを引き渡された高江洲朝男さんは「自衛隊基地の中に平和の花園を造りたい。平和のモニュメントも造っていききたい。訪れた人が花を植えて平和を考える場にしたい」などと自由な出入り求めているが、陸自側は制限を設けたいとしており、近く高江洲さんと協議することになっている。土地は2筆で1972年3月末に米軍基地から返還されて翌4月1日に親族が自衛隊と契約を交していたが、十数年前に土地に関する全権利を移された高江洲さんは、地料受け取りを拒否し続け、今回の期限切れに伴う更新も断わった。同氏の友人である喜納昌吉さんらも一緒に受け取りのために基地内に入り、ガジュマルなどの苗木を植樹した。

他にも県出身で東京都大和市に住む地主に約500平方メートルの土地が返還されたが、公道から250メートルのところを1.2キロメートルも遠回りをしなければならないので、地主はかつて航空自衛隊那覇基地でも同様に返還された土地について公道から数百メートルの土地までフェンスで覆った通路が設けられた事などを理由に挙げて通路を要求している。

北谷町女性暴行事件で米兵の有罪確定

昨年6月29日の深夜に起こった北谷町美浜(みはま)のショッピング街の公共駐車場で起こった嘉手納基地所属の空軍特殊部隊員による沖縄女性暴行事件で最後まで犯行を認めず合意の上だったと強弁した米兵被告に、3月28日の裁判で懲役2年8月の実刑判決が出た。

同事件では被害者が拒否し車外に出て必死に助けを求め抵抗したにも関わらず、被告米兵は同僚の制止を聞かず車外での暴行に及んだもので極めて悪質だった。そのことは多くの目撃証言で裏付けられた。

しかし、被告米兵は一貫して合意による無罪を主張し、被告人弁護士も公判で「アメ女」や「黒女」のべっ称を持ち出して米軍人・軍属との交際を求める女性の存在を理由に被害者の落度を印象付けようとしたため、関係者や多くの県民から厳しい批判が出た。県内では米兵と国際結婚をしている沖縄女性も多く、家族や親戚、友人・知人などの関係者は極めて多い。被告弁護側が被告人の無罪を主張するために米兵の交際する沖縄女性を侮辱的な言葉で使って非難したことは、米兵と交際もしくは結婚してる女性や関係者にとっても許せないことだろう。

被告弁護人側のこのような対応は、国内の一部週刊誌や米タイム誌などでも取り上げられ、被害女性には裁判と報道の「セカンドレイプ」のような事態を引き起こし、沖縄弁護士会がマスコミ関係に対して「被害者配慮の報道を」求めた。



日米地位協定の運用上は婦女暴行については起訴前に引き渡す約束にもかかわらず、今回の事件では被告の無罪主張を理由に米側が日本側の逮捕状請求後も身柄引き渡しを拒否したので日米政府間の大問題になった。5日目になって引き渡された。当時の田中真紀子外相は地位協定改定の可能性の検討を表明するなど、日米地位協定改定を求める声が高まった。しかし、小泉首相は地位協定改定について将来の課題と先送りした。

実刑判決について被告弁護団は、判決が被告人側の主張をことごとく退けたことにも「被告は無罪だ」との主張を繰り返したが、4月11日までに福岡高裁那覇支部への控訴手続きをせず、懲役2年8月の実刑が確定した。

裁判では被害者のプライバシーを守るために被害者の証言時にビデオリンクシステムが取り入れられるなど被害女性の告訴証言をやりやすくされた。

判決について、被害を受けた女性は「真実を認めてくれた。公正な裁判が行なわれ、当然の結果だ。一日も早く事件の事を忘れたいのでそっとして欲しい」と関係者を通してコメントした。

環境省がジュゴンを保護対象に

4月1日午後3時半ごろ、とみられるジュゴンが名護市嘉陽の東沖リーフの約70メートル海上を辺野古沖に回遊しているところを地元紙・琉球新報のカメラマンがヘリコプターから撮影した。環境省は、ジュゴンの生態調査を沖縄本島北部の西海岸沿岸でおこなっているが、当初は防衛施設庁で済ませようとした辺野古沿岸域などの本島北部の東海岸沿岸についても調査を行なうことを明らかにした。

4月12日までに環境省が今国会に提案している鳥獣保護法の全面改正案でジュゴンやニホンアシカ、アザラシなどの哺乳類の保護

も盛り込んで保護対象とする方針を固めた。県内と国内の自然保護団体の取り組みによって昨年の世界自然保護会議(主催・国際自然保護連合)で「ジュゴン保護に関する勧告」が全回一致で採択されたことを受けたもの。

世界自然保護基金ジャパンやジュゴン保護基金では、ジュゴンの住む本島北部の東海岸沿いを保護区域にすることを求めている。ジュゴン保護を求める国内外の世論の高まりは普天間移設にも影響を与えるものになるに違いない。

米軍の動き活発

普天間基地の周辺でも米軍ヘリ訓練の激化やジェット戦闘機の発着頻度が大幅に増えるなど、在沖米軍の動きが活発になっている。4月8日から10日にかけては米海軍ホワイトビーチに米海軍の強襲揚陸艦エセックス(40,532トン)、ドック型揚陸艦ジャーマンタウンとフォート・マクヘンリー(15,726トン)、ドック型揚陸輸送艦ジュノー(16,500トン)と国連軍オーストラリア海軍の潜水艦HMASファーンコム、米原子力潜水艦シャルロット(6000トン)など6隻が相次いで寄港した。沖縄近海で演習を行なったと思われる。

これらの艦船は沖縄近海でミサイル訓練をしていたことが米海軍のホームページで明らかになった。ミサイルの発射訓練はジャーマンタウンから行なわれた。那覇軍港では4月8日から米海軍輸送部隊の所属の貨物船グリーン・ウェーブ寄港し、沖縄に駐留する海軍工兵大隊約350名や器材などを積み込んでいる。フィリピンでのテロ掃討作戦を支援するためにフィリピンに向かうと見られている。米軍が増派の意向に対し、フィリピン政府は4月11日に受け入れの意向を示しているが、正式にはまだ決定していない。(4月12日記)

「合同演習」に名を借りた反テロ戦争— 米国の軍事介入に反対する

Gathering for Peace=フィリピン平和団体連合体の共同声明
(Pacific News Bulletin 3月号より)

フィリピンは今、米国メディアの言うところの「対テロリズム戦争」におけるアフガニスタンの次の第二の根拠地になっている。

特殊部隊160名を含む600人の米軍が、フィリピン国軍との「合同演習」を開始した。しかしこれは、ミンダナオ島のバシラン及びザンボアンガにおける「実戦」のカモフラージュにすぎない。

比米両国政府は、バシラン及びザンボアンガへの米軍の展開は「演習にすぎない」と説明に努めている。しかしフィリピン民衆が今直面しているのは、外国軍隊による軍事介入の亡霊に他ならない。

フィリピン政府のこの問題に対する態度は極めて不透明である。民衆には、米軍部隊の戦闘地域への投入の真の目的について知る権利がある。たんなる演習であるのか実戦への参加であるのかという問題に関する大統領官邸、国防省、外務省の説明は互いに食い違い、矛盾しており、憲法上及び法律上の疑義を抱かざるを得ない。

私たちは、米軍部隊を戦闘地域に招き入れ、この地域を根拠とする盗賊集団であるアブ・サヤフの掃討にあたらせることは憲法違反であると確信する。これは、訪問軍隊協定(VFA)にも米比相互防衛条約(MDT)にも書かれていない超法規的行為である。アロヨ大統領が米軍を招き入れたことは、その権限を逸脱する行為であり、これらの活動はフィリピン議会によって批准された条約という法の支配の下に置かれなければならない。

私たちは、フィリピン政府がアブ・サヤフをはじめとする国内の盗賊集団や犯罪者集団と対決することを支持する。しかし、外国軍隊をフィリピン国土に常駐させ国内問題への対処にあたらせるという選択の必要性、妥当性には疑問を抱かざるを得ない。私たちは、アロヨ大統領が主権問題を棚上げして便宜主義を優先させた場当たりの対応に終止していることを憂慮するものである。人々は、米軍の「援助」がこの問題の最終解決であると信じ込まされている。だが実際には、国軍と犯罪集団との結託という問題が存在しているのである。政府のこの問題への対処は、能力の欠如ではなく政治的失策であると言わねばならない。

私たちは、フィリピンが米国の対テロ戦争の第二の戦線にされてしまっていることに重大な危惧を抱いている。この戦争ゲーム=Kalayaan-Aguila(またはBalitakan…訳者)2002と名付けられた、指揮官に米軍の高官があたっているという事実は、米国が、いかにこの軍事作戦と現在進行中の対テロキャンペーンと関連付けて考えているかを示している。

我が国の経験から私たちが学ぶべきは、このような社会的・経済的問題に軍事的対応を行っても無駄であるということだ。敵や犯罪者の「死体の数を数える」という古くさい戦術が信頼できないことはもはや明らかである。米国のベトナムでの経験やフィリピンでの反乱制圧作戦を見ても、軍事的対応は効果がなく、社会経済的根拠を持つ持つ事態はさらに悪化されるばかりである。「死体の数を数える」ことは、

軍の統計としては意味があるかもしれないが、社会経済的問題に対しては火に油を注ぐ以外の効果はない。これら問題は貧困や経済的不公平を軽減していくことでしか解決されない。

対テロを口実とした人権侵害(立ち入り禁止地区の設定、大量の自宅監禁、強制移動)がミンダナオ島において始まっていることが報じられている。私たちはこれに重大な危惧を抱いている。私たちは、9.11 事態以降の米国主導のキャンペーンと反イスラム感情の高まりが、暴力と非寛容を増大させ、ミンダナオにおける武力紛争を解決するためにこれまでに注がれてきた努力を、足下から掘り崩すことを恐れる。

世界的なテロリズムに対する憂慮を私たちも共有している。テロはあらゆる手段を使って阻止しなければならない。しかし、私たちは、これまで覆い隠され、無視され、人々を分断してきた、より大きな問題を議論しなければならない。

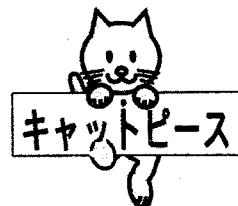
テロの脅威の増大を認識しつつ、私たち非政府組織と民主団体は、拡大する貧困と不公平がもたらすより大きく永続的な、人権に対する脅威との闘いを続けていく。(訳:田巻一彦)

よれよれと100号・・・

●版下を作っていて気がついたのですが、なんと「100号」なんですね。記念するべき号としてはあまりに「いつもモード」であります。今夜は密かに乾杯！といきたいところです。この数年は、よたよたよれよれで、読者の皆さんにご心配かけたり、執筆者や編集スタッフの(や)さん(み)さんに迷惑かけたり、四方八方平謝り状態で迎える区切りの号。前身の「トマ食い虫」から通算すれば18年かかって177号(どこかで数え間違いをしているような気がするが)、改題後は10年で100号。そう考えると結構すごいこ

会計報告 (02.3.9~4.6)	
【収入】	
○前期からの繰越	467,477
○当期の収入	10,000
会費収入	10,000
(内訳) 維持個人	0
維持団体	0
参加団体	0
参加個人	0
通信会員	10,000
カンパ収入	0
運動収入	0
資料収入	0
預金利子	0
【支出】	
●当期の支出	43,447
電話・fax代	2,310
郵送費	35,320
文具・備品	2,967
印刷・コピー代	0
振込等手数料	140
分担金	0
雑費	2,710
●時期への繰越	434,030

とのような気もします。●辛抱強く読んでくださったみなさん。財政を支えてくださったみなさん、沢山の人の手での小さな通信を出し続けることができたことを感謝します。最初にスタートしたときは30代前半の青年(!)だった編集長も50歳。信じられないね。次号では(や)(み)両さんからのコメント掲載予定。ご期待あれ。(た)



月刊「キャッチピース」発行●脱軍備ネットワーク・キャッチピース 編集月刊キャッチピース編集委員会 連絡先●〒223-0065 横浜市港北区高田東3-38-15 田巻一彦方 電話・FAX ●045-531-1341 E-Mail ●tamaki@ab.mbn.or.jp 郵便振替口座●00160-7-136148「キャッチピース」 定価●100円(通信会員年間3,000円)